

鳥取県経営発展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県経営発展支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、機械・施設の導入等の取組を支援することで就農後の経営発展を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の別記1に基づく経営発展支援事業に係る別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する同表の第5欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とし、同表の第6欄に掲げる額を上限とする。
- 3 事業実施主体は鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。
- 4 機械・施設等の導入の場合、過剰とみられる機械等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。
また、同表の第8欄のとおり、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

| | | |
|---|----------|----------|
| 第12条（第4項を除く。）、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条 | 補助事業者等 | 事業実施主体 |
| | 交付決定 | 間接交付の決定 |
| | 補助事業等 | 間接補助事業 |
| | 知事 | 市町村長 |
| | 様式第2号による | 市町村長が定める |
| | 対象事業 | 間接補助事業 |
| | 様式第3号による | 市町村長が定める |
| 補助金等及び間接県費補助金等 | 間接補助金 | |

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第7欄に掲げるもの以外の変更とする。
2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 市町村は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。
2 前条第2項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
3 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業に係る別表第7欄に定める変更等を定めてはならない。

（指示等の報告）

第9条 市町村は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、事業実施主体に対して指示をし、又は事業実施主体から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（遂行状況の報告）

第10条 市町村は、本補助金の交付の決定があった年度の第3・四半期の末日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月10日までに知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第11条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。
（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月5日
2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

（間接補助金の支払い）

第12条 市町村は、本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく事業実施主体に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第13条 市町村は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

- 3 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 4 市町村は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

（収益納付）

- 第14条 市町村は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、市町村は、これに従わなければならない。

（提出書類について）

- 第15条 市町村は、事業の円滑な実施を図るため、交付決定前の事業着手が必要な場合は、本事業の実施が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となつてから、理由等を記載した交付決定前着手届（様式第4号）を知事に提出するものとする。
- 2 規則及びこの要綱並びに実施要綱の規定により知事に提出する書類は、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長に提出するものとする。
 - 3 前項の規定により書類の提出を受けた地方事務所の長は、当該書類の写しを農林水産部長に送付するものとする。

（雑則）

- 第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月14日から施行する。

別表（第3条、第8条関係）

| 1 間接補助事業 | 2 事業実施主体 | 3 間接補助対象経費 | 4 間接補助率 | 5 間接交付主体 | 6 間接補助上限額 | 7 間接補助事業 の重要な変更 | 8 その他 |
|-------------|------------------------------|--|------------|-------------|---|--|--|
| 経営発展支援事業 | 実施要綱別記1 の第5の1の要 件を満たす者 | 実施要綱別記1の第 5の2の助成対象と なる事業に要する経 費 | 3／4 | 市町村 | 補助対象事業費の上限 額は以下のとおりとす る。 （1）1,000万円 （経営開始資金の交付 対象者の場合は、50 0万円）とする。 また、夫婦で農業経営 をする場合及び複数の 青年就農者が農業法人 を設立し、共同経営す る場合には、実施要綱 別記1の第5の3の （2）及び（3）のと おりとする。 | 補助金の増額 補助金の3割 以上の減額 事業の中止又 は廃止 | 園芸施設共済、農 機具共済、民間事 業者が提供する保 険又は施工業者に よる保証等の加入 等、気象災害等に よる被災に備えた 措置がされるもの であること。なお、その加入等の 期間は、被覆期間 中や災害の発生が 想定される時季に 限定せず、通年で 加入等するものと し、また、当該機 械・施設等の処分 制限期間において 加入等が継続され るものとする。 |